

(議事録)

土屋会長                    それでは第8回埼玉地方最低賃金審議会を開会します。初めに、本日の出席委員の状況について、事務局から報告をお願いします。

賃金室長補佐                公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、出席者数14名です。本日欠席した委員は鈴木委員と福田委員です。

土屋会長                    本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

                                  なお、本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規定第6条第1項により公開とし、議事録についても同規定第7条第2項により公開とします。本日傍聴者はいますか。

賃金室長補佐                本日傍聴者はありません。

土屋会長                    では、本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益委員は私が、労働者側委員は柿沼委員、使用者側委員は廣澤委員をお願いします。

                                  続きまして事務局から配布資料の確認をお願いします。

賃金室長                    配布資料の確認をさせていただきます。

                                  資料No.1から5までは、特定最低賃金の各専門部会報告書です。No.1は埼玉県非鉄金属、No.2は電子部品、No.3は輸送用機械、No.4は光学機械器具、No.5は自動車小売です。資料No.6は、各部会報告の内容を一覧にしたものです。

                                  欠落等ございましたら、申出ください。

土屋会長                    資料はよろしいですか。

                                  では、議題1は特定最低賃金の改正決定についてです。まず、事務局から、それぞれの専門部会長報告書について報告をお願いします。

賃金室長                    それでは、各部会長報告書を読み上げさせていただきます。委員の皆様のお手元にお配りしました部会長報告書の写しをご覧ください。

                                  なお、読み上げは、報告書別紙のうち、最低賃金件名、最低賃金額、効力発生日のみとし、その他は割愛させていただきます。

                                  埼玉県非鉄金属製造業最低賃金、最低賃金額1時間1,048円、効力発生日 法定どおり

                                  埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、最低賃金額1時間1,055円、効力発生日 法

定どおり

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金、1時間1,055円、効力発生の日 法定どおり

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会、最低賃金額1時間1,064円、効力発生の日 法定どおり

埼玉県自動車小売業最低賃金専門部会、最低賃金額1時間1,060円、効力発生の日 法定どおり

以上でございます。

土屋会長

それでは、各専門部会長から部会の審議状況につきましてご報告をいただきたいと思えます。

本日は、鈴木委員、福田委員がご欠席なので、非鉄金属は野崎部会長、電子部品は部会長代理である私、輸送用機械は部会長代理の小寺委員、光学機械は公益代表の小寺委員、自動車小売は部会長代理の私から報告します。

野崎委員

非鉄金属専門部会の審議の概要をお伝えします。

当初、労働者側から47円アップ、使用者側からは30円代のアップが主張されました。

使用者側は、『非鉄金属製造業は、埼玉のほかの特定最低賃金と異なり、法人企業統計でみると令和5年4-6期は前年比で減収減益』という状況がある中でも、『物価の上昇を無視するわけにもいかない』というお考えもあり、県最低賃金の上げ率を踏まえ、42円、4.17%の引上げで、時間額1,048円とすることで合意に至りました。以上です。

土屋会長

電子部品専門部会の審議の概要です。

鈴木部会長からあらかじめ詳しい文書を預かっておりますので、こちらの読み上げにより報告します。

まず、労働者側の主張です。『経済状況は、全体的に「緩やかに持ち直している」が、電気機械器具等製造業は、第2四半期鉱工業生産指数は昨年度から大きく下落し、とりわけ、情報通信機械の落ち込みは大きい。厳しい状況にありながらも、2023年春闘では、当該産業の賃上げが進んだ。電機連合の2023年春闘結果は、ベースアップや大卒・高卒初任給の引上げに加えて、企業内最低賃金は月額平均6,690円の引上げがあった。これらの賃金改定は、人材確保に向けた労使共通の認識の結果であった。この結果を、公正競争と産業の魅力向上の観点から、未組織労働者の最低賃金にも波及させる必要がある。このような事情を鑑み、今年度の特定最低賃金改定額は、協定書の最低協定額1,072円(+59円)を主張する。』

使用者側の主張です。『使側も継続的な賃上げには応じるべきである

と考えている。しかし、電気機械器具等製造業の景気回復は鈍く、とくに中小企業は弱含みである。昨年、当該産業は部品の入手が困難であったものの、景気は悪くなかった。他方、今年は、景気が回復しているとは言い難い。また、円安は輸出型企業に対してプラスに影響を及ぼすが、埼玉県内企業は原材料の輸入をしている企業も多く、現在の円安基調は経営にマイナスの影響を及ぼしている。さらに、特定最低賃金の未満率は8%と高く、現状の賃金支払いに困難を抱えている企業もある。経営体力のある企業は、すでに春闘などで自ら賃金の引き上げができるが、経営体力が弱くなっている企業に対して、さらなる特賃の引き上げを求めることは現実的ではない。このような状況を鑑みると、急激な賃上げは困難である。これらの状況をふまえ、鉱工業生産指数に基づき特賃の引き上げ額の理論値を計算したところ、+25.1円となったが、稼働率が改善していない企業を考慮し、1,037円(+24円)を主張する。』

両者の主張する金額に大きな隔たりがあったため、全体協議を一時休会し、個別協議を行いました。

個別協議では、労働者側より、「コロナ禍であっても景況は堅調であったことが影響し、景況感は悪化しているものの、部品メーカーを中心に在庫が減り、受注も回復している」などの意見が示されました。

使用者側からは、コロナ禍の融資返済が始まり、資金繰りが厳しくなっているなどの意見が出されました。

各側の主張や質問は、公益委員を通じて伝えられ、最終的には労使双方から、1,055円の金額提示がありました。

金額の結論に至ったことを受け、全体協議を再開し、全会一致で、時間額1,055円、引き上げ額42円、引き上げ率4.15%とすることで議決しました。

また、使用者側から2点の要望がありました。

- ・ 埼玉県パートナーシップ宣言締結企業の調査実施と結果の共有
- ・ 中小企業のキャッシュフロー健全化の観点から、下請中小企業振興法の基準に基づいた支払期限ルールの認識の共有と手形決済の課題の共有

報告は以上です。

小寺委員

輸送用機械専門部会の審議の概要を報告します。

労働者側は、初め、引上げの上限である42円アップを主張しました。一方で使用者側は、29円という主張でした。

労使とも、人材確保のためには賃上げが必要で、輸送用機械器具製造業は、埼玉のリーディングインダストリーであるという考えで一致しており、早々に42円、4.15%の引上げで1,055円ということで決定しました。

次に、光学機械専門部会の審議の概要を報告します。

はじめは、労働者側が44円アップ、使用者側が33円アップの主張でした。使用者側は、企業の支払い能力や円安の影響を、労働者側は、春闘の結果や物価上昇をそれぞれ主張されましたが、労使とも、相手側の主張も踏まえながら徐々に歩み寄っていただきました。最終的には、中小企業の経営状況も踏まえつつ、産業の魅力を守り、人材確保につなげていくことなども考慮して、42円、4.11%アップの1,064円で合意に至りました。以上です。

土屋会長

自動車小売専門部会の審議の概要です。

鈴木部会長からあらかじめ詳細な文書を預かっておりますので、こちらの読み上げにより報告します。

まず、全体協議の冒頭で、使用者側委員から、審議を進める上での前提条件の確認がありました。主な内容は、自動車小売業は公正競争ケースであるが、不当な賃金切り下げによって公正競争が妨げられている事実はあるか、企業間・地域間・労組の有無による賃金格差があるのかという2点の論点が提示され、事実確認を行いました。また、平成10年12月に了承された中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告を参考に審議する必要性が述べられました。

続いて、労使双方から主張がありました。

労働者側の主張は次のとおりです。『2023年1月～7月の新車販売は、前年同期比14%増の14万8000台と好調であった。前年は、半導体不足が原因の供給不足のため、バックオーダーが4万台を超えていたが、今年に入り、半導体不足が解消されたことで、生産台数が回復し、収益も確保されている。また、2023年1月～7月の中古車登録台数は、前年同期比-1.0%の約116,000台であった。コロナ禍に入り登録台数が大幅に伸びた中、前年同期とほぼ同じ水準であったことから、中古車市場の販売が悪化しているわけではない。このような状況を踏まえ、自動車小売業の景況は堅調であり、支払い能力に大きな問題があるとは言えない。

自動車は電動化・自動化が進んでおり、より高度な人材確保が求められている。また、営業時間の短縮化や働き方改革に伴い、短時間で成果を上げることが要請されている。恒常的に人手不足が生じており、賃金引き上げによる魅力向上が、人材確保につながると考えられる。さらに、円安のため、外国人整備士の確保も困難を極めている。このような事情を鑑み、今年度の特定最低賃金改定額は、協定書の最低協定額1062円(+44円)を主張する。』

使用者側の主張は次のとおりでした。『新車販売台数の回復、中古車登録台数の維持という状況にあることは承知しているが、物価高が続く中、経営判断が難しい状況にある。また、自動車小売業の収益構造

をみると、サービス部門の比率が高まってきている。自動車整備白書によると、ディーラーの売り上げと専門工場の売り上げには格差が存在する。賃金を上げたいと考えている経営者は多いものの、賃金を上げる原資が十分に確保できない現状がある。さらに、中古車の流通量が減少しており、仕入れ価格が上昇している。中古車販売会社は、このような事態への対応に迫られており、賃金引上げには、登録台数以外の状況を加味する必要がある。

今年度は、賃上げに関するデータが複数あるものの、埼玉県自動車小売業の実態を示すデータは乏しい。そこで、埼玉県内の中小企業の賃上げ率と自動車総連の賃上げ率を踏まえ、+31円(3.0%)の1,049円を主張する。』

両者に金額に大きな隔たりがあったため、全体協議を一時休会し、個別協議を行いました。

個別協議において、労働側からは、「特に、整備士の人手不足は顕著であり、長時間労働の傾向がある。ある企業では、2022年までは一定数の外国人整備士を確保できていたが、2023年に入り、外国人整備士の退職者が相次ぎ、応募者も来なくなった。主な理由は円安によるものであり、海外や他地域に流れていることが推測される。」などの意見が示されました。

使用者側からは、「企業も物価高への対応や設備投資に迫られており、資金力のある企業ばかりではない。」などの意見が示されました。

各側の主張や質問は、公益委員を通じて伝えられ、引き上げ額の再考を重ねていただきましたが、金額の差を埋めることができなかったことから、公益委員から金額を提示することとなりました。

全体協議を再開し、公益委員から、金額の提示とその理由を示しました。

- ・ 今後10年の間に、自動車の自動化・電動化に対応できる人材確保と人材育成が急務であることは、労使双方が認識している。しかし、少子化が進む中、日本人の労働者確保が難しく、さらに、円安の進行に伴い、急速に外国人労働者の確保も困難な状況にある。

これらの状況を鑑み、他の4業種と比較して、見劣りする改定では、埼玉県の自動車小売業人材確保が不利な状況に陥る。このような状況をふまえ、公益委員は、+42円、引き上げ率4.13%の1060円を提示した。

公益委員が提示した金額について、採決を行い、全会一致で、時間額1060円、引き上げ額42円、引き上げ率4.13%とすることで議決しました。

報告は以上です。

土屋会長

ただいまの5部会の報告を公益委員から行いましたが、それぞれの

部会の委員の皆様からご発言、報告の補足、質問等ございますか。

(なし)

よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の5業種の専門部会長報告を受けて、一括して採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

土屋会長           それでは、採決に入ります。5業種の専門部会長報告の結論について、賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成 全会一致)

土屋会長           全会一致で議決したものと認めます。ありがとうございました。それでは、事務局で、答申文案を配布し、読み上げをお願いします。

賃金室長補佐           (読み上げ)

土屋会長           それでは、答申文案についてこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

土屋会長           案をとっていただき、局長へ答申いたします。

(答申文手交)

久知良局長           去る8月3日に諮問いたしました5業種の特定最低賃金の改正決定につきまして、ただ今、土屋会長よりご答申をいただきました。

委員の皆様方には、特定最低賃金に係る産業の事情を踏まえた慎重かつ真摯なご審議をいただき、本日の答申を取りまとめるため多大なご尽力を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

当局といたしましては、いただきました答申を尊重して、12月1日の改正発効に向けて、速やかに改正決定の進めを進めてまいりたいと存じます。

土屋会長           事務局から今後の日程について説明をしてください。

賃金室長           今後の日程のご説明をいたします。

本日、答申をいただきましたので、答申内容について意見申出の公示を行います。異議申出の締切日は10月18日(水曜日)となります。異議申出があった場合、10月19日(木)に審議会を開催いたします。改正発効予定日は12月1日となりますので、官報公示予定日は11月1日です。

土屋会長

わかりました。異議申立のあった場合の異議審については、会議は公開とし、議事録についても公開とします。  
議題の2はその他ですが、まず、委員の先生方から何かありますか。  
事務局から何かありますか。

賃金室長

特にございません。

土屋会長

それでは、以上をもちまして第8回埼玉地方最低賃金審議会を閉会します。

— 了 —